STOP! 転倒災害 プロジェクト

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

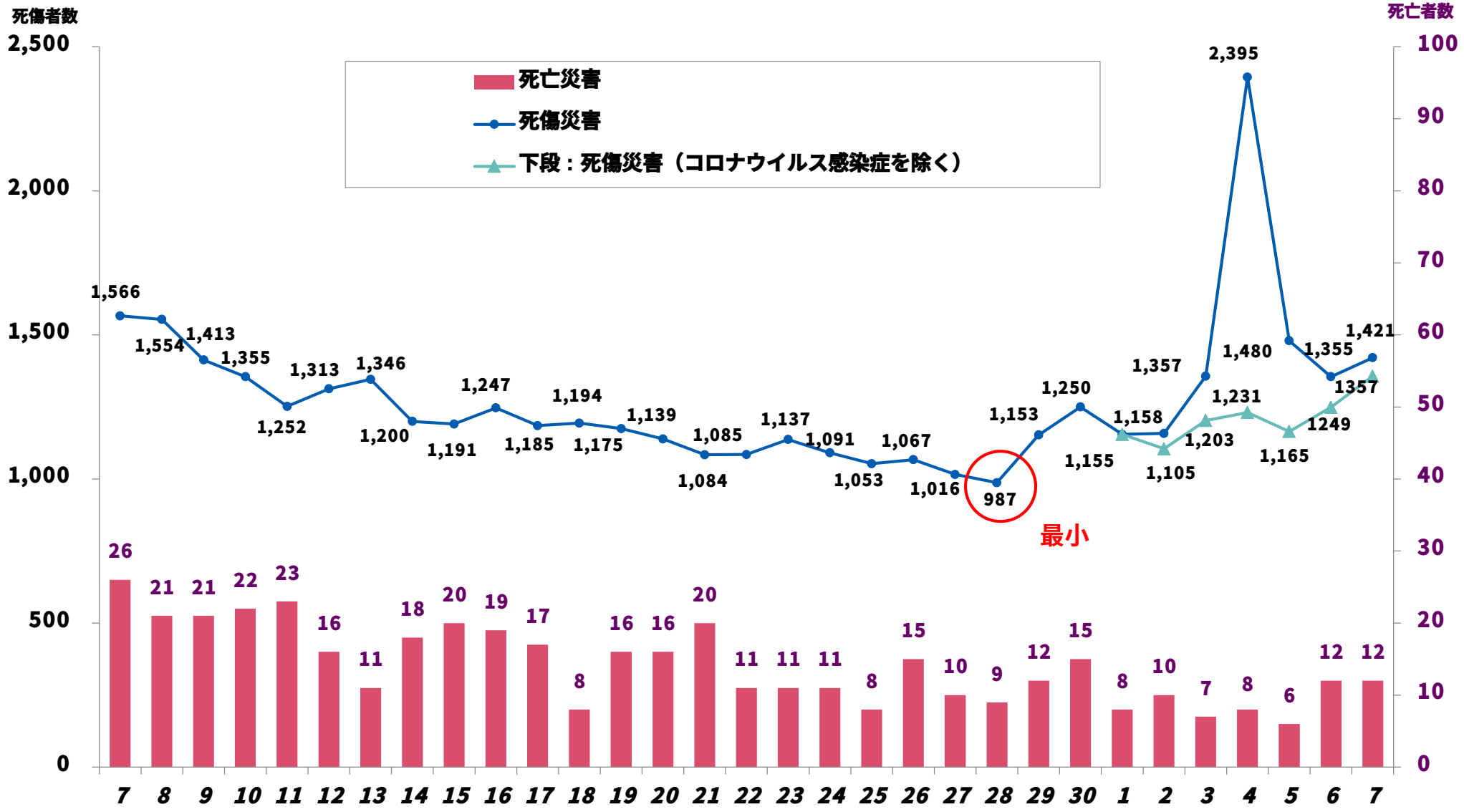
労務管理研修会（災害防止関係資料）

１　労働災害の現況
２　ＳＴＯＰ転倒災害プロジェクト
３　労働安全衛生規則の改正等について

金沢労働基準監督署　安全衛生課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

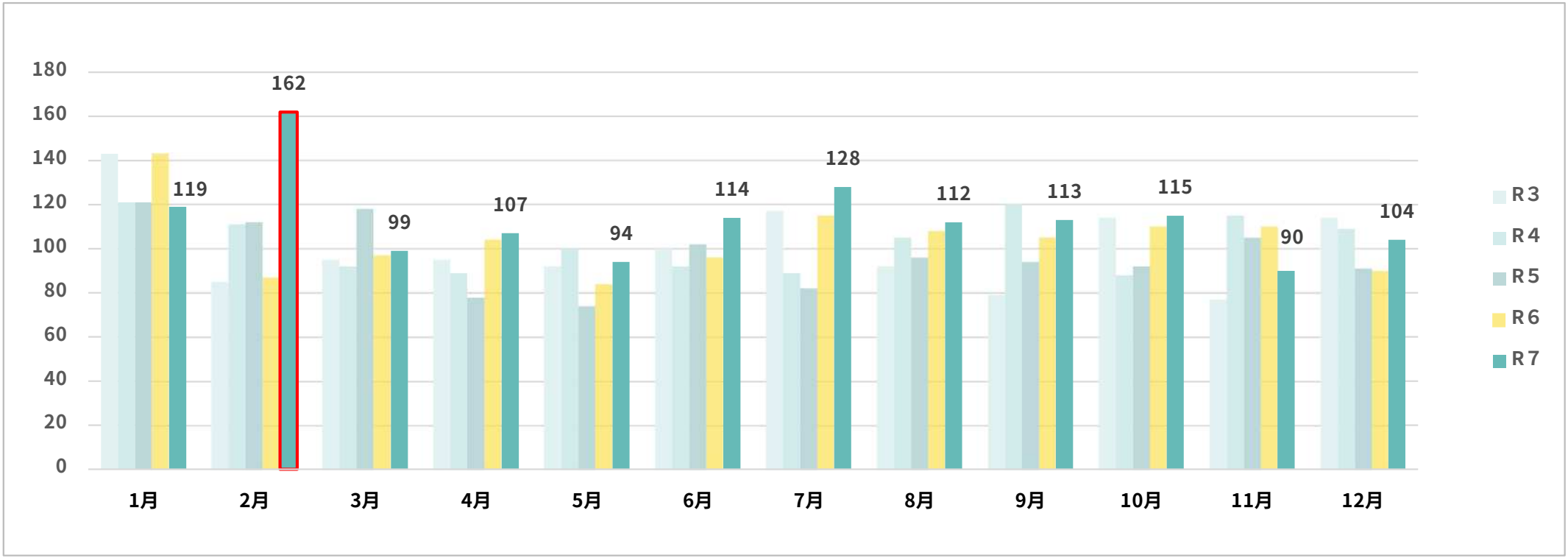
1　労働災害の現況（石川労働局）



1　月別労働災害発生状況の推移（年対比）※コロナウイルス感染症を除く

冬季の凍結等環境や夏季の熱中症により労働災害が多く発生

月別の発生状況では、２月が162人で最も多く、１月も高水準となるなど、冬季に災害が集中する傾向が見られ、降雪・凍結による転倒や交通事故の影響が大きい。
また、７・８月は暑熱の影響により熱中症による災害が多く発生しており、夏季においても災害が増加する傾向が見られる。



STOP! 転倒災害 プロジェクト

職場でこんなことありませんか？



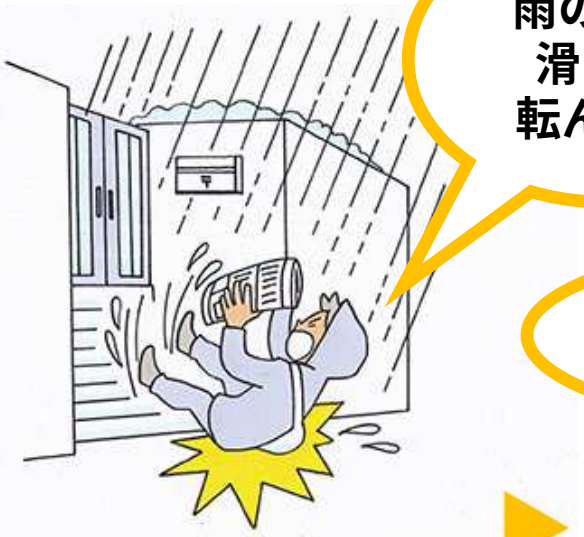
床が水で濡れていて滑った‼



梱包用のバンドにひっかかって転んだ‼



階段を踏み外した‼



雨の日に滑って転んだ‼



電源コードにひっかかって転んだ‼

仕事中なら、これらは全て労働災害です！

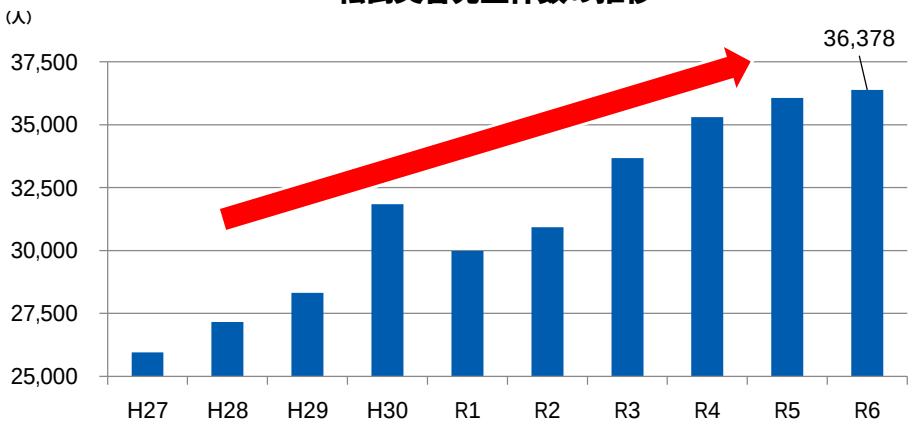
出典：職場のあんぜんサイト「労働災害事例」「ヒヤリハット事例」

STOP! 転倒災害 プロジェクト

転倒しただけで労働災害につながるというと大げさに思われるかもしれませんが・・・

転倒災害の発生状況（休業４日以上、令和６年）

転倒災害発生件数の推移



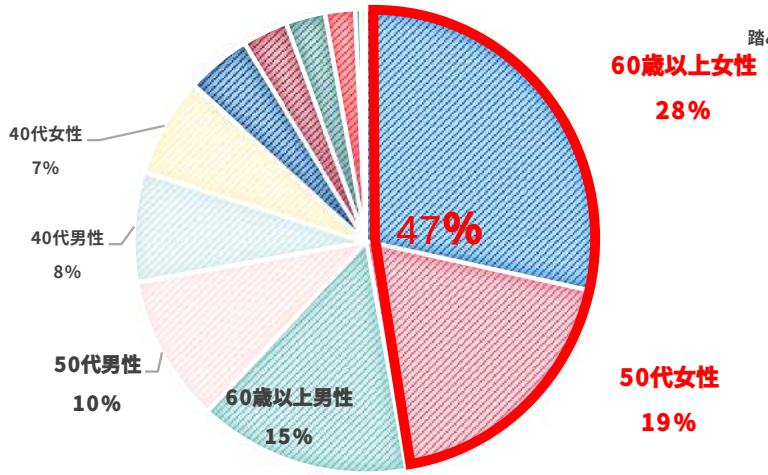
転倒による怪我の態様

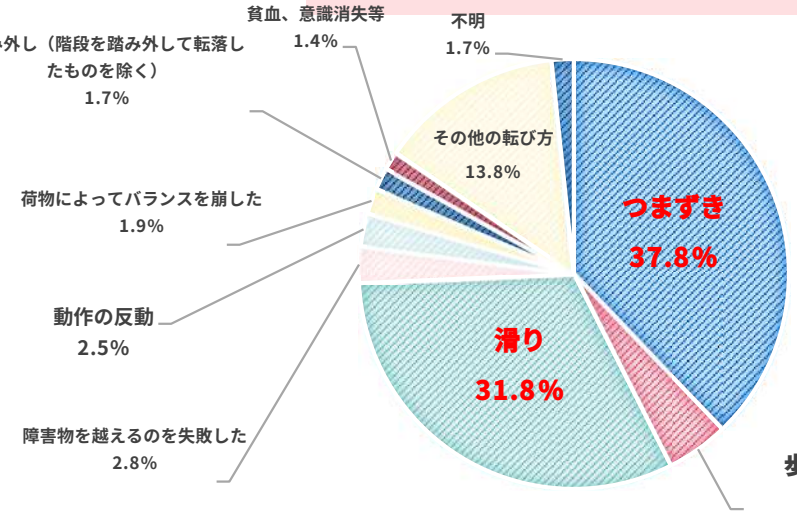
- **骨折（約70%）**
- 打撲
- 眼球破裂
- 外傷性気胸　など

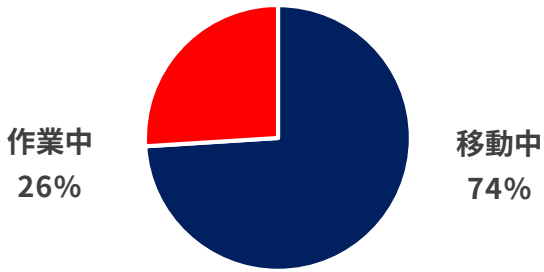


転倒災害による平均休業日数（※労働者死傷病報告による休業見込日数）

47日







II　転倒災害の３つのパターン　-①（滑り）

STOP! 転倒災害 プロジェクト



凍結した通路等で滑って転倒（25%）
➢従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する（★）





作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒（19%）
➢水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。
（清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してからの開放の徹底）





水場（食品加工場等）で滑って転倒（16%）
➢滑りにくい履き物の使用（労働安全衛生規則第558条）
➢防滑床材・防滑グレーチング等の導入、摩耗している場合は再施工（★）
➢隣接エリアまで濡れないよう処置



II　転倒災害の３つのパターン　-②（つまずき）

STOP! 転倒災害 プロジェクト

何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒（27%）
➢転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入（★）



作業場・通路に放置された物につまずいて転倒（16%）
➢バックヤード等も含めた整理、整頓（物を置く場所の指定）の徹底





通路等の凹凸につまずいて転倒（10%）
➢敷地内（特に従業員用通路）の凹凸、陥没穴等（ごくわずかなものでも危険）を確認し、解消

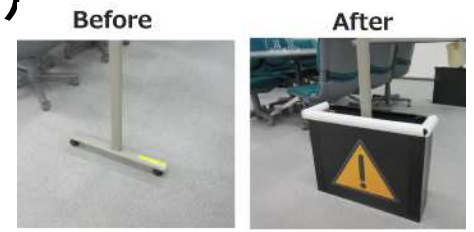


作業場や通路以外の障害物（車止め等）につまずいて転倒（８%）
➢適切な通路の設定
➢敷地内駐車場の車止めの「見える化」





作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒（８%）
➢設備、什器等の角の「見える化」



また、作業に適した靴を着用することも重要です。

【POINT！】

① 靴の屈曲性

② 靴の重量

③ 靴の重量バランス

④ つま先部の高さ

⑤ 靴底と床の耐滑性（たいかつせい）のバランス

①



靴底の接地面積が大きくなり安定する。　靴底の接地面積が小さく不安定。

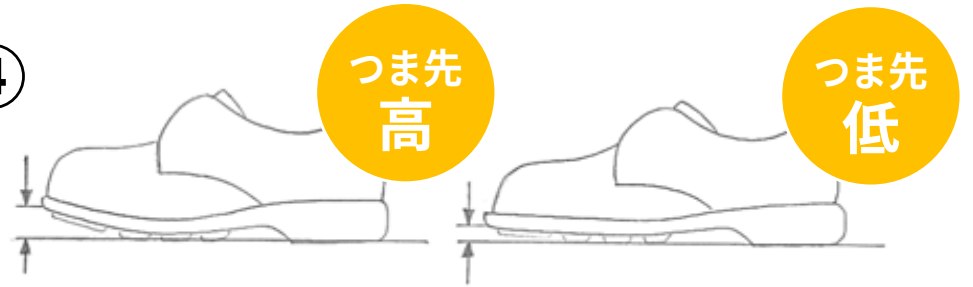
③



※先芯が樹脂製のものをおすすめします。

安定した歩行ができる。　トゥダウンが発生する。

④



ある程度のトゥスプリングの高さは必要である。

さらに、靴を定期的に点検することも重要です。

例えば、靴底がすり減ることで耐滑性（たいかつせい）は損なわれ、滑りやすくなります。





STOP! 転倒災害 プロジェクト

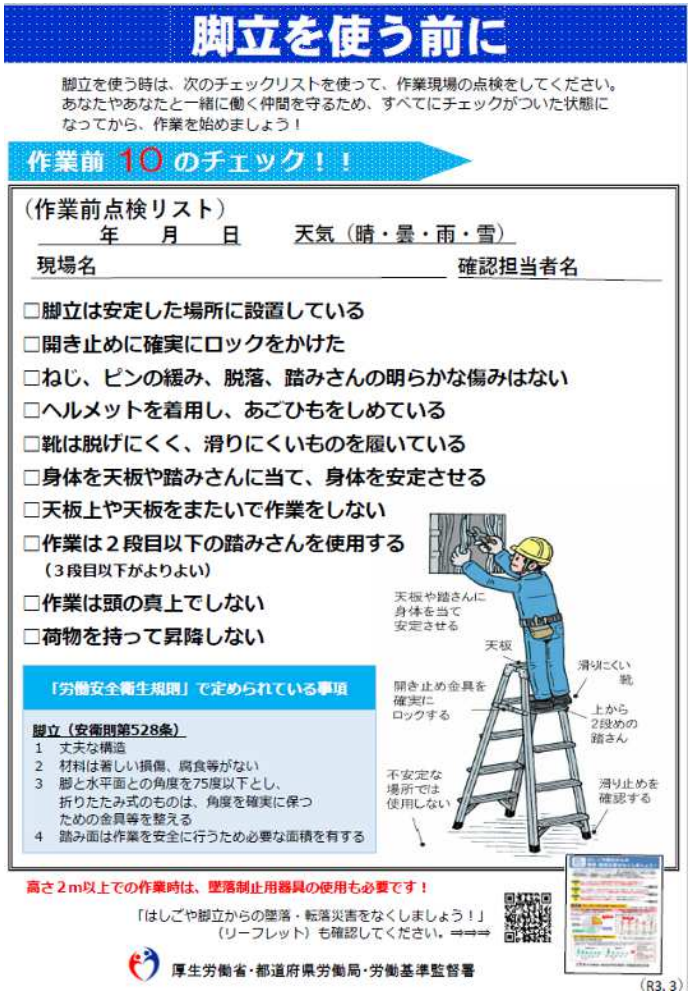
「墜落・転落」×「脚立等」災害

◎脚立やはしごを使用中における墜落災害が多発している。

災害が発生すると療養は長期化、負傷箇所によっては死亡災害につながる

- 災害が発生すると骨折等の重傷を負い、療養期間も長期化しやすい
- 負傷箇所が「頭蓋部」「頸部」で**死亡災害**が発生しやすい。

安易に脚立を使用しない！
使用ルール厳守！！



荷役作業の労働災害防止対策②

ロールボックスパレット（カゴ車）の使用時の安全作業マニュアル等

ロールボックスパレット使用時の労働災害防止マニュアル

安全に作業するための 8 つのルール



ロールボックスパレット 使う前の 5 つの基本チェックリスト

ロールボックスパレットを使う時は、次のチェックリストで、基本の作業方法を点検しましょう。あなたや周りの人たち、そしてあなたの運ぶ大切な荷物を守るため、**すべての項目にチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう。**

作業前点検リスト	
確認日　年　月　日	確認担当者名

□	**倒れそうになったら無理に支えず逃げること** 人が支えられる重さではありません。とにかく身を守ることが優先です
□	**停止時は必ずキャスターストッパーを使用すること** わずかな傾き、風でもパレットが勝手に走り出すことがあります
□	**原則として、傾いた場所では使用しないこと** わずかな傾きでもパレットが思わぬ方向に動き、転倒するおそれがあります
□	**両手で持って運搬すること** 片手で引っ張ると、止める時にパレットをコントロールできず止められないことがあります
□	**作業にふさわしい装備をすること** 手足の保護だけでなく、しっかりと操作できる装備が不可欠です

テールゲートリフター 使う前の 5 つの基本チェックリスト

テールゲートリフターを使う時は、次のチェックリストで、基本の作業方法を点検しましょう。あなたや周りの人たち、そしてあなたの運ぶ大切な荷物を守るため、**すべての項目にチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう。**

作業前点検リスト	
確認日　年　月　日	確認担当者名

□	**昇降板では荷を後退りで運搬しないこと** 引っ張ると後ろは見えません。この方法で荷台高さからの転落が頻発しています
□	**キャスター付きの荷を使う時は、必ずストッパーを使用すること** 作業者が支えても事故につながることがあります
□	**原則として、傾いた場所では使用しないこと** ロールボックスパレットが思わぬ方向に動くことがあります。水平な場所で使用してください
□	**昇降板の位置を目視で確認してから運搬すること** 荷台高さにあると思い込んで、転落する可能性があります
□	**作業にふさわしい装備をすること** 手足の保護だけでなく、しっかりと操作できる装備が不可欠です

改正省令案の概要（業務上災害報告関係）

個人事業者等の業務上災害の報告制度を創設

個人事業者等が労働者と同一の場所における就業に伴う事故等により、死亡し、又は休業（４日以上）した場合には、以下のとおり、所轄労働基準監督署が情報を把握できるよう、関係者に必要事項の**報告を義務付ける**【罰則なし】

① 災害発生場所における直近上位の注文者（特定注文者）※（当該者が存在しない場合には、災害発生場所を管理する事業者（災害発生場所管理事業者）。以下「報告主体」という。）は、個人事業者の業務上の災害を把握した場合には、所轄労働基準監督署に個人事業者の当該災害について遅滞なく報告することとする。
② 上記①の場合において、個人事業者が災害発生の事実を伝達・報告することが可能な場合には、個人事業者は、報告主体に業務上災害について遅滞なく報告することとする。当該報告を受けた報告主体は、その内容を踏まえ、必要事項を補足した上で所轄労働基準監督署に遅滞なく報告することとする。
③ 中小企業の事業主や役員の業務上災害については、上記①、②にかかわらず、所属企業は、所轄労働基準監督署に遅滞なく報告することとする。

＊個人事業者が請け負った仕事の注文者（当該仕事が数次の請負契約によって行われるときは、当該注文者の請負契約の先次のすべての請負契約の当事者である注文者を含む）であって、自らも当該場所で仕事を行う者（当該仕事が数次の請負契約によって行われるため、その者が二以上あることとなるときは、当該請負契約のうち当該個人事業者に対して最も後次の請負契約における注文者）

公 布 日：令和７年11月
施行期日：令和９年１月１日

高年齢者の労働災害防止のための指針を策定しました

ガイドラインから指針へ

事業者が講ずべき措置

１. 安全衛生管理体制の確立等

経営トップによる方針表明及び体制整備

・ 経営トップが高年齢者の労働災害防止対策に取り組む方針を示し、対策の実施体制を明確化します。

・ 高年齢者の労働災害防止について、安全衛生委員会等において調査審議するなど労使で話し合いましょう。

高年齢者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施

高年齢者の身体機能等の低下等による労働災害の発生リスクについて、災害事例等からリスクを洗い出して対策の優先順位を検討し、その結果も踏まえ次の２～５を参考に優先順位の高いものから取組事項を決めましょう。

＊リスクアセスメントにおける危険源の洗い出しについては、職場のあんぜんサイト　→
（労働災害事例）に掲載されている、災害事例やヒヤリハット事例を参考にすることができます。

２. 職場環境の改善

１で実施したリスクアセスメントの結果に基づき、身体機能の低下を補う**設備・装置の導入**(最優先)と高年齢者の特性を考慮した作業管理を検討します。

＊設備・装置の導入を検討した後に、高年齢者の特性を考慮した作業管理（複数作業の同時進行を避ける、暑さに対する自覚症状が低下しやすい傾向がある高年齢者に水分補給を勧奨するこ
となど）についても検討しましょう。

高年齢者の労働災害防止のための指針を策定しました

３. 高年齢者の健康や体力の状況の把握

健康状況・体力の状況の把握

- 法令で定める健康診断を確実に実施しましょう。
- 体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高年齢者を対象とした体力チェックを継続的に実施しましょう。

※これらの情報については、適正な取り扱いが必要です。

身体機能の低下は20～30代から始まる場合があるため、体力チェックは青年、壮年期から開始することが望ましいです。また、体力チェックが高負荷になりすぎないよう十分配慮します。例えば右のようなツールを活用することができます。

転倒等リスク評価セルフチェック表	全身持久力の評価方法	新体力テスト
厚生労働省	労働安全衛生総合研究所	スポーツ庁



４. 高年齢者の健康や体力の状況に応じた対応

個々の高年齢者の健康や体力の状況を踏まえた措置

健康や体力の状況を踏まえて必要に応じ就業上の措置を講じましょう。

高年齢者の状況に応じた業務の提供

高年齢者の治療と就業の両立については「治療と就業の両立支援指針」に基づく取組に努めましょう。

心身両面にわたる健康保持増進措置

集団及び個々の高年齢者を対象として、身体機能等の維持向上のための取組を実施することが望ましいです。

高年齢者の労働災害防止のための指針を策定しました

５. 安全衛生教育

高年齢者に対する教育

・法令に基づく教育等を確実に行いましょう。
・作業内容とそのリスクについての理解を得やすくするには、十分な時間が必要です。高年齢者が経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練を行いましょう。

管理監督者等に対する教育

高年齢者特有の特性と高年齢者の安全衛生対策について教育を行いましょう。

事業者が講ずべき措置

事業者は、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるように努め、個々の労働者は、自らの身体機能等の低下が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、労使の協力の下で取組を進めることが必要です。

国、関係団体等による支援

個別事業場に対するコンサルティング等の活用としては、中央労働災害防止協会の中小企業安全衛生サポート事業を、補助金については厚生労働省で実施するエイジフレンドリー補助金を、社会的評価を高める仕組みについてはSAFEアワード等を活用することができます。

中小企業安全衛生サポート事業	SAFEアワード

小規模事業場ストレスチェック制度　（施行期日：令和10年4月１日）

■　労働者数50人未満の事業場にも、ストレスチェックの実施が義務化されました。

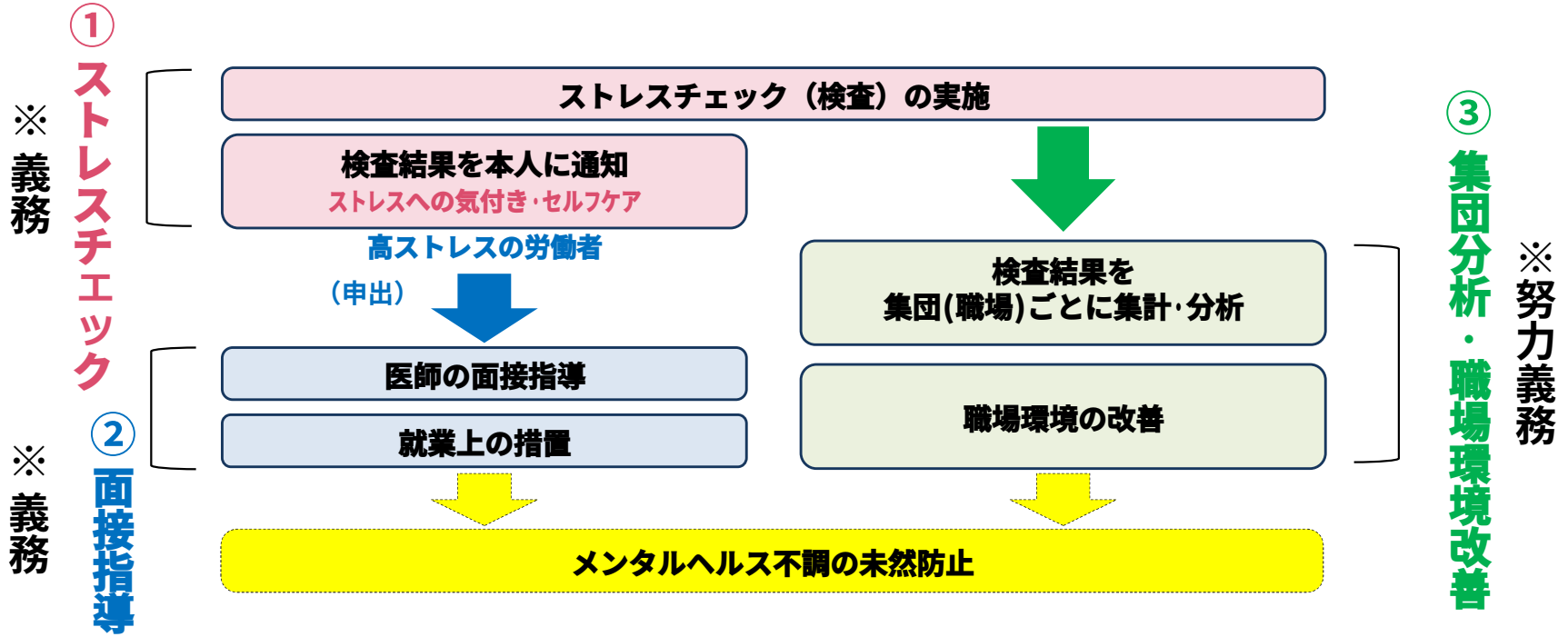
○「ストレスチェック」とは、労働者がストレスに関する質問票（選択式）に回答し、自身のストレスがどのような状態にあるのかを知ってもらうための簡単な検査です。

○ 事業者は、１年ごとに１回、ストレスチェック（検査）を実施し、

① 労働者に、**自身のストレスへの気付き・セルフケア**を促すとともに、

② 高ストレスの労働者には、**医師の面接指導の機会の提供**、医師の意見を踏まえ必要な就業上の措置、

③ 集団分析を通じて**職場ごとのストレス要因を把握**し、**職場環境の改善**につなげます。



「小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル」を参照しましょう

職場における熱中症対策の強化について

令和7年６月１日に改正労働安全衛生規則が施行されます

熱中症による 死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における熱中症による死亡災害の傾向

・死亡災害が２年連続で30人レベル。
・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約５～６倍。
・死亡者の約７割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において
死亡に至らせない（重篤化させない）ための適切な対策の実施が必要。

基本的な考え方



現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の**「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」**が事業者に義務付けられます。